

平成31年 第6回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成31年3月27日

品川区教育委員会

平成31年第6回教育委員会臨時会

日 時 平成31年3月27日(水) 開会：午後1時
閉会：午後2時48分

場 所 教育委員室

出席委員 教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川区図書館長 横山 莉美子
文化財係長 寺門 雄一
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍聴人数 4名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第27号議案 教育委員会事務局職員の人事異動等について
- 第28号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 第29号議案 品川区文化財の指定について
- 第30号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）
- 第31号議案 幼稚園教育職員の任免等について（休職・新規採用）
- 第32号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育休代替・任用）
- 第33号議案 学校における働き方改革推進プランの策定について
- 第34号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第36号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第37号議案 学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第38号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について
- 第39号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 陳情審査 子どもたちの健やかな成長を願う陳情について
- 報告事項 子ども読書の日フェアについて
- その他 平成31年4、5月の予定について

平成31年第6回教育委員会臨時会

平成31年3月27日

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、本日は教育長が所用で欠席でございますので、過半数を満たしておりますので、始めさせていただきます。
規則によりまして職務代理が進行するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成31年度第6回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に富尾委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、初めに、会議の持ち方でございますが、日程第1、第27号議案 教育委員会事務局職員の人事異動等について、日程第1、第30号議案 都費教職員の任免等に関する内申について(普通退職)、日程第1、第31号議案 幼稚園教育職員の任命等について(休職・新規採用)、日程第1、第32号議案 幼稚園教育職員の任命等について(産休代替・任用)は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第28号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第28号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料2をごらんください。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表がついておりますので、そちらをご覧ください。

今回、31年度に向けて、事務局の処務規則を一部改正したいと考えております。

このアンダーラインを引いてあるところが変更点となります。

まず、庶務課の、新しいほうでいきますと、学校施設計画係、そして、学校施設整備担当(主査)制というのを新たに設けるということでございます。従来、施設係、教育施設調整担当(主査)制となっていたものでございます。

それから、教育総合支援センターにつきましても、旧のところでは教育事務係とあったものを、新しいほうでは相談支援担当(主査)という形で新たな組織を設けるものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目になります。

具体的な庶務課の事務分掌で学校施設計画係ですけれども、こちらのほうは、学校改築がある程度校数も進んできたということがあります。それから、今まで工事については、

区長部局の施設整備課に執行を委任していましたが、来年度に向けては、区の公共施設もいろいろ老朽化してきているということもあり、事務の見直しを行う中で、教育施設については、教育委員会でしっかり取り組んでいったほうがいいのではないかと。いろいろ事業者との打ち合わせ等、事務処理の効率化を図っていく上でも、教育施設は教育委員会事務局できちんとやっつけていこうという考えが背景にございまして、全体の組織を見直したということでございます。

この学校施設計画係では、学校改築に係る計画ですとか調整を行うとともに、それらに伴う学校施設環境に係る検討や調整を行います。

そして、それらに係る庶務事務もこちらの係で行っていくこととしています。

次に、下に書いてあります学校施設整備担当は実際の工事部隊となりまして、従来どおりの学校施設の設備の保全、修繕を当然やっつけていながら、(2)でありますように、改築ですとか、大規模改修に係る設計とか工事に関することも行っていくという形で、学校施設にかかわるものは教育委員会にまとめてしっかり処理していこう、計画の部隊と工事を実施する部隊という形で組織を強化していこうというものでございます。

それから、教育総合支援センターは、教育事務係のところは2つ、旧のほうで言いますと、教育相談に関するものと適応指導教室に関するものが、新しいほうでは削除という形になってございます。

1ページめくっていただきまして、新たに下線の引いてあるところの相談支援担当（主査）を設けます。そこで相談支援に係る連携ですとか調整、教育相談に関すること、適応指導教室に関すること、不登校及びいじめ問題の支援に関することというようなことにしております。

従来、教育事務係のほうでHEARTSの関係ですとか、マイスクールの運営ですとか、庶務事務をやりながら幅広くやっていた部分がありますけれども、この辺の相談体制もしっかり明確化して、係長級の職を設けて、こっちでしっかり取り組んでいこうというようなことで組織を見直したものでございます。

それから、最後、5ページ目になります。こちらは図書館になりますけれども、図書館は組織の改正ということではなくて、旧のところがありました(6)の視聴覚ライブラリーに関することについては削除したということでございます。これにつきましては、テープや機材は老朽化しておりまして、利用自体も少ないということで、この事業については廃止したということに伴って削除したものでございます。

次に、第9条のところを見ていただきたいと思えます。今まで担当課長が学校制度担当ということで、学事制度審議会から始め、今回の制度見直しは大分進んできましたけれども、一応一定の方向性が見えてきた。これから周知をしっかりやっつけていくという段階に入ったということでございますけれども、その業務を引き継ぎながら、今回、学校施設担当課長ということで、組織的には今度は庶務課付になりまして、学校改築の計画にも携わっていくということで組織改正をするものでございます。

施行は4月1日を予定しているものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 以上、説明がありました。

幾つか新しいところがありましたけれども、質疑がありますでしょうか。よろしゅうござ

ございますか。

それでは、質疑はないということで、採決のほうに移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、それでは、採決をいたします。

本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続きまして、日程第1、第29号議案 品川区文化財の指定について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第29号議案 品川区文化財の指定についてご説明いたします。

資料3をごらんください。

所在地、南品川にあります海蔵寺所蔵の有形文化財彫刻第23号、木造菩薩形坐像について、品川区の指定有形文化財に指定するということをお諮りするものでございます。

本坐像につきましては、本区の文化財保護審議会委員でもあり、清泉女子大学の教授でいらっしゃる山本先生に昨年の夏に調査を依頼いたしました。その結果、希少価値があるという結果が出まして、去る3月14日に文化財保護審議会においても指定することが相当ということが審議され、答申を受けたところでございます。

この木造菩薩形坐像の詳細については、文化財係長より説明をさせていただきます。

【菅谷教育長職務代理者】 文化財係長。

【文化財係長】 では、ご説明いたします。

まず、こちらの1枚目のお写真をご覧ください。

このお像は、帽子のように見えますけれども、頭は髪の毛を巻いている形です。それで、冠をつけておまして、腕には腕輪をしております。

この形は、こちらにあります大福正寺の十一面観音菩薩立像にありますように、菩薩、つまり、簡単に言いますと、お釈迦様が悟りを開く前の王子様のときの姿をあらわしております。

こちらの十一面観音菩薩立像、衣も非常にいい衣をつけていまして、腕には輪をしていまして、髪の毛を結び上げております。これは江戸時代の作品であります。

こういうふうには、王子様だけあって、衣も非常にぜいたくなものが、菩薩ということでございますけれども、一方、今回、指定をお願いしております木造の菩薩如来形像の衣を見ますと、非常に質素です。左肩に布を通して右肩があらわになっているという、これを仏像の研究用語で偏袒右肩といいます、その形の姿をしております。

この姿というのは、ガンジーとかをイメージしていただくとわかると思うんですが、もともとインドの服装でございまして、簡単に言うと、修行僧の形でございまして、托鉢をするような人のものです。

このような偏袒右肩の姿というのは、インドから中国から伝わりますと、だんだん薄れ

ていきまして、徐々に、例えば右肩もちょっと布をかけるというような形になって、形が変わってしまいます。

それで、日本に来たときはこのように肩があらわな状態の仏様というのはほとんどございませんで、曼荼羅とか、そういったところに残っているということで、このような仏像は日本に定着せず非常に貴重であるということです。

しかも、偏袒右肩をしているのは菩薩ではございませんで、より位の上の、つまり、お釈迦様が悟りを開いたとき、お釈迦様とか阿弥陀様のような人々を救う、仏様の中で一番位の高い如来の姿なんです。

こちらが光取寺さんの阿弥陀如来坐像なんですけれども、このように衣を、正面だと両肩に羽織っているように見えますが、背中では右肩に布が乗っていませんので、この偏袒右肩の変形という形で仏様がつくられております。こういった変形のパターンは、これも江戸時代ですけれども、非常に残っているということですが、一般的には、両肩といひまして、両方の肩を布で覆うというような、例えば奈良の盧舎那仏ですとか、鎌倉の大仏様とか、そういった形で両肩を覆うのが一般的になっております。

このように、形は菩薩ですけれども、どうも菩薩ではないらしいということで、そこで菩薩形坐像。今までは菩薩坐像といっていたんですが、形はとりあえず菩薩だけれども、定かではないということで、形ということをつけました。

では、どういった仏様かという、2枚目と3枚目を見ていただきたいんですけども、この2枚目に全身を撮った写真が4枚ありますが、手首がとれております。もう1つの腕の方もやはりとれておまして、要は印の形がわからないので、どういう仏様か不明だというのが結論でございます。この後ご紹介しますが、修理した部分が多ございます。

この右肩があらわな偏袒右肩の姿は、どうやら日本に来たけれども、定着せずに消えてしまった仏像の形ではないか。結論としては、菩薩の形をした密教の如来像というものがあったのではないかと考えるところまではいくんですが、やはり腕がないので、いま一つわからないというところでございます。

かなり修理をしておまして、一番後ろの写真、最後の写真を見ていただきたいんですが、一番下の像底というところですが、木がしっかりした木と、それから、虫食い状の木がありますが、この虫食い状の木のほうがもともとつくられた部分でして、上のきれいな部分は後から補った部分でございます。

それで、もう一度2枚目の写真の全身左側面というのを見ていただきたいんですが、太もものところから、仏様のところに線が大きく入っているかと思うんですが、これが補われた部分でございます。

同じように3枚目に、髪の毛が耳から垂れているような形に両方ともなっていますが、その髪の毛も後から補われた部分でございます。

それから、左の手首と、あと、右肘から先が失われております。逆に言いますと、頭からお尻まではしっかり残っているという状態でございます。これは、直し方も非常にいい直し方をしているというふうに山本先生は評価なさっております。変につくらないで、仏像の味を壊していないという評価をいただいております。

もともとの仏像はカヤの木、このカヤの木というのは、日本で木造の仏像がつくられるときに最初につくられた木材ですけれども、そのカヤの木の一本づくり、1本で頭の上か

らお尻、当初は多分膝まで全部つくったであろう仏像でございまして、冠もつけたのではなくて、その一木から彫り出したということでございます。

評価でございますけれども、今申し上げたように、本来の姿を改変しているところがございまして、価値を損なうような直し方をしておりません。また、先ほど申し上げました冠ですとか、カヤという材質からして非常に古いということ、価値があります。また、偏袒右肩の着衣形式が、今申し上げたように、菩薩なのか如来なのかわからないという、日本において非常に類例が少ない希有な存在であるといえますので、そういうところで文化財的に非常に価値があるものかと思えます。

時代でございますが、11世紀の前半、つまり、藤原道長とか紫式部が活躍している、今から1000年ぐらい前に京都とか、それから、滋賀県のほうでつくられたものかというふうに考えられております。

これから木造彫刻の先生方を中心にしてこの謎に迫っていくということですので、そういった研究という部門でも活用をお願いしたいというふうに考えています。

最後に、指定基準でございますが、指定基準のページが写真の前の文字の部分でございますけれども、指定基準の1、品川区指定有形文化財の2、絵画、彫刻工芸品の(2)、絵画、彫刻工芸史上または文化史上重要と認められるものに該当すると考えられますので、ご審査のほう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【菅谷教育長職務代理者】 ありがとうございます。

それでは、随分専門的な中身でしたけれども、ご質問あればお願いいたします。富尾委員。

【富尾委員】 これまでどうして気づかれなかったんですか。

【菅谷教育長職務代理者】 文化財係長。

【文化財係長】 こちらは海蔵寺さんは時宗のお寺でして、時宗ですとご本尊が阿弥陀様になります。

こちらは菩薩様でして、ご本尊ではございまして、どうやら戦前に檀家の方から寄進を受けたということで、あまり重要視されなかった。

調査では、一応古いのではないかとということが、今から二十何年前にわかってはいたんですけれども、正直申しまして、ここまでしっかりして、かつ、希少なものだということは今回の調査で初めてわかったわけでございます。

以上です。

【菅谷教育長職務代理者】 ほかにございませんでしょうか。塚田委員。

【塚田委員】 この1枚目の写真ですが、これは蓮の花を持っているんですか。

【菅谷教育長職務代理者】 文化財係長。

【文化財係長】 蓮の花を今はつけておりますけれども、これも後補でございまして、抜こうと思えばすぐに抜けるという状態でございます。

菩薩ですと、こちらの観音菩薩もやはり蓮の花を持っておりますので、菩薩にふさわしいようなものを後から補ってつくったということでございます。

以上です。

【菅谷教育長職務代理者】 海沼委員、ありますか。

【海沼委員】 でも、よかったですよね。

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、ご質疑がよろしいようでございますので、品川区文化財の指定について採決いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、採決いたします。

本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第33号議案 学校における働き方改革推進プランの策定について、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料7、しながわ働き方改革推進プラン策定についてでございますけれども、しながわ働き方ルネサンス～学校における働き方改革推進プラン～の資料をごらんいただければと思います。

まず、策定の経緯ですけれども、国や東京都において、学校における働き方改革を計画的かつ速やかに実行するため、学校設置者である区市町村教育委員会において実施計画の策定が求められているところです。

区教育委員会におきましても、このたび学校における働き方推進プランを策定して、これを推進していくということで、ホームページでも公表していく予定でございます。

ちなみに、このプランでございますけれども、事務局で作成した上で、教育委員会事務局の部課長、それから、校長会にも見ていただきまして、ご意見を取り入れてつくったものでございます。

本区におきましては、これまでも働き方改革を進めてまいりましたので、改めてここでこのプランを策定することで、実際の取り組みでの具体をしっかりと示していくことでつくったものでございます。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページでございますけれども、働き方改革の目的を枠組みで示しましたが、教員一人一人が心身ともに健康で専門性を十分に発揮し、誇りとやりがいをもって働くことができる環境を確保することにより、学校教育の質の維持向上を図ることでございます。

そして、2ページをごらんください。当面の目標でございますけれども、上段に示しましたが、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすると東京都教育委員会が掲げる目標を共有して設定しました。在校時間が60時間を超えるという基準は、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したものです。この80時間を超える状態というのが、いわゆる過労死ラインとなっているところです。

3ページをごらんください。これまでの主な取り組みについて表で示したところですが、本区では、積極的なシステムの導入ですとか、専門スタッフ等の人的支援により学校の負担を軽減してきております。古くは平成5年度からスタートしているというところでございます。

おめくりいただきまして、4ページを飛ばしまして、5ページ、今後の取り組みですけ

れども、教員の本来の業務である児童・生徒と向き合う時間の確保、授業準備等の時間の確保といったこともしっかり行っていくとともに、長時間労働の是正を図るため、さまざまな面から総合的に対策を講じていきますということを図で示したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ、業務の見直しと業務改善です。教育委員会におきまして、教員の専門性が求められる業務を精選しまして、学校や教員以外が担うことができる業務については実施主体や役割分担を明確にして整理してまいります。また、学校や教員の業務については、例えば調査業務、依頼事務の削減など、負担軽減を図ったり、また、ICT化により事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

7ページ、学校を支える人的支援でございますけれども、これまでの人的支援を継続するとともに、スクール・サポート・スタッフ、こちらについては、来年度全校配置となっております。こうしたスタッフや部活動の外部指導員の拡充など、人的支援の充実をさらに図ってまいります。

また、学校や教員の業務については、先ほど申し上げたように、調査事務の削減、また、依頼事務などをわかりやすく学校に負担をかけないような形で行っていきたいと思っておりますし、また、ICT化による事務の効率化に努めてまいります。

各学校では、配置された人材が最大限の効果を発揮できるように努めてまいります。また、教育委員会では、これまでも効果的な取り組み、例えば第三日野小学校の取り組みですとか、大原小学校の取り組みを今年度で紹介してきましたが、各学校で共有できるようにしたいと考えております。

続いて8ページです。出退勤システムを活用した在校時間統計システムで在校時間や長時間労働の傾向がある教員の情報提供を定期的に行ってまいります。特に長時間労働の傾向がある学校については、管理職へのヒアリング等でその原因、改善状況を確認し、指導、助言を行ってまいります。また、一定の在校時間の基準を超えた教員や希望者を対象とする産業医面接指導等の支援体制を構築してまいります。

9ページ、部活動の適正化でございます。品川区立学校運動部活動の在り方に関する方針を下に載せましたけれども、これに基づいて休養日や部活動の時間の基準を設けておりまして、部活動の適切な運営に努めてまいります。

また、教育委員会では、学校における部活動指導者の不足及び教員の負担軽減を図ることを目的としまして、外部指導員を活用しているところです。今後も外部指導員等の充実により、部活動の効率的、効果的な指導に努めてまいります。

続いて、11ページ。ここが意識改革のところですが、業務の適正化や効率化に対する意識を持って学校の働き方改革に取り組むためには、管理職のマネジメントが重要なんですけれども、教職員一人一人が正規の勤務時間や健康管理に関する意識を高めていくことも重要だと考えています。そうした風土の醸成が必要でありますし、また、保護者や地域の方の理解も不可欠でありますので、教育委員会や学校から学校における働き方改革の趣旨や意図というようなものについて積極的な情報発信を引き続き行っていきまして、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

2ページほど飛びまして、14ページでございます。国や都の働きかけですが、こうした学校における持続可能な勤務環境を整備するためには、区独自の取り組みや学校の自助努力だけでは限界がありますので、引き続き国や都へ制度改正や財政的支援について要望

してまいりたいと思っております。

また、本プランによる取り組みを実践的、効果的なものとするため、目標の達成状況や取り組みの成果を定期的を確認、検証し、学校関係者の意見も踏まえて取り組みの見直しを図るなど、PDCAサイクルにより改善し、状況に応じ本プランを見直すなど、学校における働き方改革を継続的に推進してまいります。

今後の状況によっても大きく変わっていくところだと思っておりますので、常に点検、見直しが必要であると捉えております。

一番最後につけました品川区における教員の勤務実態でございますけれども、16ページになりますが、出退勤システムのデータから在校時間を算出し、平成29年度と30年度を比較することで取り組みの状況を把握したものでございます。

以上、プランの概要でございます。よろしくお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、ご質問、質疑はございませんでしょうか。お願いいたします。

私のほうから1点お聞きしたいんですが、どこの区市町村でも、やはり学校の職員の働き方は大きな課題だと思うんです。このプランのように、いわゆる改革しようというプランを紙に書いて、みんなに周知するところまでつくっている区市は、あまりまだそこまで行っていないところが多いんじゃないかと思うんですが、例えば23区でどこかほかにもあるんでしょうか。把握しているようでしたら、それを教えてください。

指導課長。

【指導課長】 策定済みというところが4区ございます。そちらにつきましては、既にホームページで公開されているところです。それ以外は現在検討中というふうに聞いております。

【菅谷教育長職務代理者】 どうぞ、冨尾委員。

【冨尾委員】 子供と向き合う時間や授業準備等の時間が改善されるだろうということでプランが立てられていると思うんですが、勤務時間が短くなることによって、こんなに子供たちに向き合う時間が増えましたというようなことは実態のほうにはないみたいなんですけれども、そういったことも今後は検討されるんでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 指導課長。

【指導課長】 実際にSSSを活用したり、TRAを今年度活用したところにつきましては、例えば授業準備の時間が増えましたとか、それから、教員同士で子供について話す時間が増えました、また、子供たちの放課後の学習支援ができる時間が増えましたというお声は聞いているんですけれども、実際にこのプランを示して、これからどういうふうに時間の使い方が変わったかということについて、またご意見を頂戴して、また示していくという形をとっていきたいというふうに思っております。

【菅谷教育長職務代理者】 ほかにありませんでしょうか。塚田委員。

【塚田委員】 16ページなんですけど、これを見ると、中学校は時間がかなり減っているんですか。小学校はあまり減っていないふうに見えるんですけれども、これはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 指導課長。

【指導課長】 ここにはあまり減っていないようにも見えるんですけれども、実は東京

都で調査したものと比べると、もともと品川区の教員の在校時間が短いんです。

なぜ小学校のほうが若干多いのかというのはちょっとわからないんですけども、在校時間にはレクリエーションをしている時間、いわゆる教員間で交流しましょうということ、バレーボールですとか、卓球をしている時間も入っていたり、勤務や授業準備だけではなくて、子供たちのことについて話をしたりしている時間も全て含んでいます。1つ考えられるのは、若手が多い、初任者が多いということも小学校の教諭の長時間につながっているのではないかというふうには思っております。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしいですか。

【塚田委員】 はい。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしいでしょうか。

【塚田委員】 あと1点いいですか。

【菅谷教育長職務代理者】 どうぞ。

【塚田委員】 この11ページの風土醸成という、なるべく早く帰りましょうという雰囲気は各学校で出てきましたか？

【菅谷教育長職務代理者】 指導課長。

【指導課長】 毎月在校時間を各学校の校長先生にお渡ししているところなんですけれども、そうすると、例えば周年行事がある、研究発表会があるので長いというのはあるんですけども、毎月長いというところは、みんなで残しましょうという風土があるんです。みんなで残って一緒にやりましょうと。

そうではなくて、用がなければ遠慮なく帰りましょうと管理職自身が意識を変えていかないとということを毎月のようにお伝えしてきたところ、大分そういった部分では意識が変わりつつあるかというふうに思います。

ですので、毎月同じ学校が長いといった時期があったんですけども、最近では、1年半やってきまして、在校時間が長い学校の校名が毎月変わっているかという気はしています。大分意識は変わりつつあるとは思いますが。

【塚田委員】 わかりました。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしゅうございますでしょうか。

私から1つ。質問ではないんですけども、やはり働く者が自分の働き方について意識を持って改革していくという気持ちがなければ、逆に言うと、一生懸命プランをつくっても実効はないわけです。

一番最後に書いてあるように、実態的な数値をお見せして、あなたの働き方を少し変えて、ご自分の時間を持つとか、ご家庭のために働く部分は人間ですからありますということ、サジェスチョンしていくというのは絶対に必要だと思うんです。

その中から新しい物の考え方が出てきたりするのが当たり前だと思いますので、ぜひ意識づけというんですか、データをとりながら意識させて、難しいことだと思うんですけども、世の中全体がそういうふうになっていますので、やはりここで変えないと、いわゆる根性論だけで物は済まないというところをお願いしたいと思っております。

ほかにありませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、学校における働き方改革推進プランの策定について採決いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、採決いたします。

本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続きまして日程第1、第34号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、第36号議案 学校教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、第37号議案 学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、第38号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、第39号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、以上を一括して説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 済みません、今日は差しかえをさせていただいております。

それでは、第34号議案から第39号議案までご説明申し上げたいと思うのですが、一番上の概要版を用いてご説明したいと思います。

まず、第34号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、及び、第36号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

両案は、区の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則と同様に、幼稚園教員及び区固有教員についても命ずることができる超過勤務に関し、上限時間を定める改正を行うものであります。

両規則は、平成31年4月1日から施行するものであります。

具体的には、超過勤務を命ずる時間及び月数に上限を設けるということなんですけれども、まず、この上限ですけれども、1カ月について45時間以下、1年について360時間以下でございます。ただし、学校教育職員については、いわゆる超勤4項目、勤務時間外に業務を命ずる項目は4つしかございませんが、これについての上限ということです。

その下に他律的な業務、いわゆる業務量、業務の実施時期、そのほかの業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務の比重が高い部署に勤務する職員については、1カ月において100時間未満、2カ月から6カ月平均で80時間以下、1年において720時間以下、45時間を超える場合は6カ月までと定めるものでございます。

なお、今回の規則改正については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴い、区固有教員についても改正するものであります。

都のものを横引きしてきているもので、この他律的な業務についてなんですけれども、これは一般の小学校、中学校、義務教育学校の教員については、これが他律的ということがないので、規定する必要がないんですけれども、ただ、例えばですけれども、指導主事が、今後、議会対応ですとか、そういったことで他律的な業務に該当するといったことが今後、予想されるということから、一般の学校に勤務する職員には該当しないものであり

ますけれども、こういったことも起こり得るということで、上限を定めているといったものでございます。

この改正の経緯でありますけれども、民間労働者を対象とした労働法の制度において、働き方改革関連法が平成30年7月6日に公布され、労働基準法が改正されております。

その改正により、民間労働者について、時間外労働の上限規制等が導入され、いよいよ4月1日から施行されることになったということで、国家公務員においても民間労働者と同様に命ずることができる超過勤務命令の上限を設けるということで、人事院規則が改正されました。

同じように国家公務員が改正されたので、地方公務員も地方公務員法第24条4項における均衡の原則を踏まえて、国家公務員と同様の改正を行い、4月から適用すべく条例の改正を行うようにということで、総務省から通知が出されました。

これらを踏まえて、幼稚園教育職員、区費負担の学校教育職員についても条例・規則の一部改正を行うといったことになったところで。

なお、これら一連の超過勤務命令の上限の設定とは別に、現在、文部科学省において教員の在校時間そのものの上限に関するガイドラインを策定しているところですので、今後、条例や規則等の改正が見込まれることになろうかと思えます。

次に、第35号議案の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び第37号議案 学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

この概要版の一番下になるんですけれども、こちらについては、扶養親族の認定に係る収入限度額について改正を行うものです。

現行は年間140万未満なんですけれども、改正後は年間130万未満とするものでございます。

裏面になりますけれども、経過措置として、平成31年3月31日において、年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている扶養親族、満60歳以上の父母及び祖父母について、同年4月1日以降、引き続き年間収入額が130万円以上140万円未満と見込まれる場合は、平成31年度に限り扶養親族として認定する旨を定めたものでございます。

続きまして、第38号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

区議会第1回定例議会で可決されました区固有教育の給料表の改定に伴いまして、給料の調整額についても改定を行うものであります。

なお、区固有教員は、採用をはじめ、身分の取り扱いは区の職員でありますけれども、給料表については制度創設以来、東京都の教育職員の給料表に合わせて改定しております。そのため、給料表の改定に伴いまして給料の調整額についても改定を行うものであります。

こちらについては、平成31年4月1日から施行するものであります。

最後になりますけれども、第39号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちらについては、区固有教員が部活動指導を行う際の手当額を改めるものです。現行は4時間以上で4,000円の手当なんですけれども、改正後は3時間以上で3,000円

に改正。何時間やっても3,000円ということになります。

経過措置としては、平成31年度から平成33年度の期間については、3時間以上4時間未満で3,000円、4時間以上で4,000円の手当額が支給される改正でございます。

こちらについては、働き方改革の関係で、部活動のガイドラインで3時間をめどとするところから、今まで4時間以上だったところが3時間で手当をつけますというふうに変更されるものでございます。

以上、6規則の一部を改正する規則についてご審議のほどお願いいたします。

以上です。

【菅谷教育長職務代理者】 では、それぞれ説明がございました。

質疑をお願いいたします。

塚田委員。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

幼稚園教職員の扶養親族のところのお話なんです、いまいち理解するのが難しかったんですけども。これは扶養手当の問題なんですか。

【菅谷教育長職務代理者】 指導課長。

【指導課長】 こちらについては、扶養親族として認められるために、扶養親族が得る収入の限度額が今までは140万円未満としていたところを、改正後は130万円未満のものとするということで、こちらについては、扶養として認められるのはどこまでか扶養親族が得る収入の上限を改定するということになっております。

ただし、経過措置がございますので、その期間はこれまでどおりということになるものでございます。

【海沼委員】 ちょっと細かいようなのですが、部活動の、39号議案のほうのこれまで4時間以上4,000円だったのが、3時間になるので3,000円ということなんですけれども、3時間で4,000円というのはなかったんですか。多分2時間以上としても、3時間以上としてもあまり部活動の時間に変化はないのかという。短くしましようという意識づけはあったとしても、どうなんでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 指導課長。

【指導課長】 部活動のガイドラインでは、活動時間は原則週休日や長期休業中は3時間、平日は2時間となっているんですけども、今までですと、4時間以上やらないと手当が出なかった。ですので、あまりいい言葉じゃないですけども、4時間やれば手当が出るので4時間やっ飛ばさおうというのがあったんですが、ところがそれを3時間にするので、この部活動のガイドラインに合わせた。ただし、部活動の試合の前で、もう少しやらなければならないというときもあるでしょうから、3時間以上やる場合もあるんですけども、それでもそれ以上は出せませんというような歯どめをかけたというところでございます。

【海沼委員】 わかりました。

【菅谷教育長職務代理者】 多分働き方だと思うんですけども。

海沼委員はよろしゅうございますか。

【海沼委員】 はい。

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、ご質疑がなければ採決のほうに入りたいと思います。

採決のほうは1つずつの議案に沿って採決をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、全体的に質疑を終わって、採決することについてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、第34号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第36号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第37号議案 学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第38号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

第39号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

ありがとうございました。

次に、日程第2、陳情審査 子どもたちの健やかな成長を願う陳情について。

本件は初めての陳情でありますので、内容について、庶務課長、取り扱いについてよろしくお願ひいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料14のほうをごらんください。

子どもたちの健やかな成長を願う陳情書ということでございます。初めての審査でございますので、まず、書記より朗読させます。1ページおめくりいただければと思います。

【菅谷教育長職務代理者】 書記、お願いします。

【書記】 それでは、朗読させていただきます。

2019年3月12日。

品川区教育委員会教育長様。

子どもたちの健やかな成長を願う陳情書。

子どものしあわせと平和な未来を願うおめでとうピラ実行員会。

陳情代表、武田よね子。

子どもたちの健やかな成長のための平素のご尽力に敬意を表します。

私たちは、品川の学校が、子どもたち一人ひとりを大切にし、生き生きと安心して学べる場所になることを心から願っています。会としては、27年間活動をしています。以下五点十一項目について教育委員会として来年度の教育において重視していただきたく陳情します。

陳情趣旨。

第一に、憲法・子どもの権利条約の精神に立って子どもの命と人権を大切にすることを求めます。

子どもたちの6人に1人が貧困状況におかれているといわれています。区内でも子ども食堂が14か所（さらに増えていると思います）で活動しています。就学援助を受けている児童は、小学校では18.3%、中学校では30.2%（2017年度）の状況です。学校給食費未納世帯や朝食抜きの登校など子どもたちの育ちも心配されています。一人ひとりの命と安全、人権を何よりも大切にし、安心して学び成長できる環境づくりが大事です。

第二に、福島原発事故による放射能汚染から子どもを守る取り組み求めます。

品川地域で自主的に「福島保養プロジェクト」を立ち上げ活動が行われており、民間の家に、今日31家族146人の方が利用しています。（2019年1月現在）品川区は、富岡町や宮古市とも災害協定を結んでいます。私たちは、原発依存型の社会から自然エネルギーへの社会を願っています。

第三に、子どもを守り育てる地域のネットワークづくり、学校環境整備、35人学級の実現を求めます。

今年度、学校選択制について見直しがされました。私たちは、学校選択制は、地域と学校の結びつきを奪い、地域の子どものとして守り育てていくという基本を破壊しかねないと考えています。

小中一貫校が義務教育学校となりましたが、これまでの小学校・中学校が混在しており、複線化が心配されています。一部の義務教育学校では、運動場が狭く、子どもたちの体力づくりなど課題があります。

第四に、日本国憲法を守り、主権者教育の推進を求めます。

2018年度から小学校では、2019年度からは中学校で新しい教科「道徳」が行われることになりました。品川では、「市民科」として対応しています。市民科の目的として、

子どもたちに日本国憲法のもとで、主権者としての自覚を身につけることが一層大事です。
第五に、開かれた教育委員会にするための改善を求めます。

2015年に総合教育会議が設置され、品川区の教育方針についても審議されています。
教育委員会の自主性を大切に、区民に開かれた会議を求めます。

陳情項目。

- 1) 就学援助制度入学前に前倒し支給してください。
- 2) 就学援助制度の卒業アルバム代を増額してください。
- 3) 制服の無償化をしてください。
- 4) 学校給食の無償化をしてください。

5) 福島原発事故による子どもたちや家族の支援のために、品川荘や区が契約している施設など無料で活用できるようにしてください。

6) 学校選択制を廃止し、旧学区制に完全に戻してください(2000年当時)

7) 小中一貫校、とりわけ、伊藤学園、豊葉の杜学園の運動場を計画的に拡充、整備してください。

8) ひとり一人に丁寧な教育のためには、教育の増員、35人学級の全学年での実施のために、教育委員会としても国や都に働きかけてください。

9) 憲法に基づいての主権者教育の推進。入学式、卒業式での「日の丸」「君が代」の強制はしないでください。

10) 教育委員会開催におけるマイクの使用をしてください。

11) 教育委員会開催時の議題、資料等を傍聴者にも配布・提供をしてください。

以上。

【庶務課長】 それでは、この陳情に基づいて、各所管のほうの考え方をまず述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【菅谷教育長職務代理者】 学務課長。

【学務課長】 それでは、陳情項目の1番から4番までがまず学務課になりますので、ご説明させていただきます。

1番の、就学援助入学前に前倒し支給してくださいということですが、就学援助の新入学の学用品費につきましては、この平成31年度の入学予定者の分から前倒しの支給を始めてございます。小学校が2月、中学校は3月の支給という形でもう始まっております。

それから、2番の就学援助制度の卒業アルバム代を増額してくださいということですが、卒業アルバムにつきましては、毎年就学援助の支給額を示しまして、華美にならないように各学校には周知をしております。

また、本区の卒業アルバム費につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金単価等を上回っておりますので、現状では卒業アルバム費を増額する考えはございません。

3番目の制服の無償化をしてくださいということについてでございます。

標準服につきましては、本区では独自に就学援助の義務教育学校標準服費といたしまして、前期課程にご在籍のご家庭に一部援助の形で支給しております。

なお、中学校及び義務教育学校につきましては、本区が独自に就学援助の費目として設ける考えは今のところございません。

それから、4番目、学校給食の無償化をしてくださいということについてでございます。

給食費の無償化につきましては、学校給食法第11条に基づきまして、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、施設及び設備の修繕費、人件費、こちらのほうは義務教育諸学校の設置者であります区が負担してございます。

それ以外の経費であります食材費につきましては、法にのっとりまして、現状、保護者にご負担いただいております、この対応を変更する予定はございません。

以上でございます。

【菅谷教育長職務代理人】 庶務課長。

【庶務課長】 5番目の品川荘や区が契約している施設など無料で活用できるようにということでございますけれども、この区の保養施設を今現在、教育委員会では所管しておりませんので、所管しております地域活動課等へ意見があったことを伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

【菅谷教育長職務代理人】 学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 陳情項目6番の学校選択制を廃止し、旧学区域制に完全に戻してくださいについて私からお答えします。

まず、学校選択制につきましては、学識経験者、町会・自治会長、PTA代表等で構成された品川区学事制度審議会におかれまして、深い議論が重ねられました。その結果、学校選択制につきましては、小学校・義務教育学校（前期課程）の選択性につきましては一部見直しをしながら続けていくのが適当であるとの答申をいただいております。

そういったことから、学校選択制につきましては、一定程度、保護者ですとか、子供たちにとっても成果が大きく出ているというところもございますので、本区としても学校選択制を廃止する考えはございません。

以上でございます。

【菅谷教育長職務代理人】 庶務課長。

【庶務課長】 7番の小中一貫校、とりわけ、伊藤学園、豊葉の杜学園の運動場を計画的に拡充、整備してくださいとのことですけれども、現在、学校に隣接している土地で有効活用が認められる場合は、どこの学校ということに限らず、実際に拡充に努めているということでございますので、その旨をご理解いただければというふうに思っているところでございます。

【菅谷教育長職務代理人】 学務課長。

【学務課長】 8番の35人学級の全学級での実施ということでございます。

学級編制につきましては、法及び東京都の基準に基づき実施してございますので、本区が独自に35人学級を求めていく考えは現状ではございません。

以上でございます。

【菅谷教育長職務代理人】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 9番でございます。入学式、卒業式等での「日の丸」「君が代」の強制はしないでくださいということに対してです。

入学式、卒業式等は教育課程に基づき行われるものでございまして、また、いずれの国

におきましても、自国の国旗、国歌は国の象徴として国際間で互いに尊重し合うことが必要と考えております。

学習指導要領におきましても、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとするとして示されておりますので、内心まで立ち入って強制しようとする趣旨のものではありません。あくまでも教育指導上の課題として進めていくことが重要であると考えております。

【菅谷教育長職務代理者】 庶務課長。

【庶務課長】 10番の教育委員会開催におけるマイクの使用ということでございますが、この教育委員室は音響の設備が今、ないというようなことでございますので、すぐに対応することは難しいというふうに考えております。

それから、11番の開催時の議題とか資料を傍聴者にも配布・提供してくださいということでございますが、教育委員会での審議というものは、意思決定後、ここで決めたことを次に議会に諮っていくというような案件が数多くあるために、この時点での資料の公開というのは今もしていないということでございます。

ただし、当日のこの議題というものにつきましては、ホームページ等に掲載するとともに、傍聴者にも配付しているということでございます。資料については、取り扱いをどうするかということは1つの今後の課題としては捉えているというところではございますけれども、意思決定過程中という部分については、なかなか出していくのは難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

以上で11項目までの説明が終わりますので、よろしくご審査のほどをお願い申し上げます。

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、説明が終わりました。

説明等につきまして、質疑はございませんでしょうか。富尾委員。

【富尾委員】 35人学級に関することなんですけれども、現在、固有教員ですとか、さまざまな面で、教員だけでなく子供たちを支援するようなシステムというのでもできるように考えますので、全学年35人学級というこの人数というのはなかなか難しいかもしれないですけれども、子供たち及び教職員の先生方に支援していくという形は望ましいんじゃないかというふうに。これまでのとおりで、もっと固有教員が増えていけばもっといいんでしょうけれども、そういう形を整えていくという方向性でいいんじゃないかというふうに思います。

【菅谷教育長職務代理者】 ほかにご質問等は。

考えていただく間に私のほうから。指導課長にちょっとお聞きしたいんですが、品川の学校に私が行ったところ、主権者教育を実施している学校があったと思うんですが、どのぐらいありますでしょうか。

センター長。

【教育総合支援センター長】 教育課程の内容ですので、センターのほうでお答えいたします。

いずれの学校においても何らかの形で主権者教育はさまざまな取り組みを行っております。ただ、昨今、例えば模擬選挙を行うとか、そういった取り組みをやっている学校が非

常に増えてきておりまして、小学校では今、半数以上の学校が取り組み出しておりますし、中学校におきましても、それ以外に、例えば弁護士さんですとか、さまざまな方をゲストティーチャーで招いて学ぶ機会など、公民科の中で扱う以外でも工夫はしております。

ただ、基本的に公民の中で主権者に求められている権利とかも含めまして、しっかりと学んでおりますし、あるいは、小学校段階から市民科の中で自分たちの自主的な能力を高めるといふ、これはまさに主権者教育の根本をなすものだと考えております。

【菅谷教育長職務代理者】 ほかに。海沼さん。

【海沼委員】 では、よろしいですか。

給食費についてですけれども、施設に係る経費とか、調理に関する人件費、光熱費などは区が負担しているわけですね。ですから、食材費のみが保護者の方が負担していただいているので、これはこれでよろしいかと思えます。

【菅谷教育長職務代理者】 塚田委員。

【塚田委員】 学校選択制ですけれども、このたび学事制度審議会の答申を受けて一部変更しましたね。今までの選択制より幅が少し狭くなったということで、ただ、学事制度審議会でも、やはり選択制は廃止はしないという結論になっていますので、当面はこのままでよろしいのではないかと思います。

【菅谷教育長職務代理者】 私は2点申し上げたいと思うんですが、1点目は、小中一貫教育。当然小中一貫教育の前提の中に学校選択制というのが先にありまして小中一貫制が出てきたという流れの中で、ずっと品川の学校の現場におりまして、そのところでやってきたことを踏まえてちょっと自分の意見を申し上げたいと思うんですが。

小中一貫教育というのは、小中一緒にやるのが目的ではない。これはやはりそれぞれの学校をすばらしくよくするための基本だと私は思っている。

小中一貫教育のために教育委員会から学校がやらされてきただけではなくて、あれだけの委員会、品川の教員はおよそ1,000人いましたけれども、その20%以上が集まって、先生方のご意見を聞きながらあの教育要領をつくってきたんじゃないかと思うんです。それも1回だけじゃなくて、2回改定しながら、現在にあるわけです。

小中一貫教育についての評価というのは、私は手前みそだけでは成り立たないと思うので、大きな評価は必要だと思うんですが、日本全国で相当な数の学校が出てきている。小学校と中学という、150年前から始まった教育の中身を変えていこうという新しい機能の持ち方によって変わってきたと思うんです。そのための努力をしてきたことが、今の今日の小中一貫教育ではないかと私は思います。

それから、関連して、学区域制度についてはさまざまなご意見をこの2年間にわたり地元の人々から聞かせていただきました。

物の考え方なんですけれども、学校を選べるというのは、やはり私たち子供を持つ親にとって大きな権力、権利をいただいたものだと私は思っているんです。

そのように解釈しますと、やはり学校を選択できるというのは大変大きな意義があると思っております。先ほど主権のことを聞きましたけれども、主権者として、子供を預ける親として、自分の子供を行かせる学校を選べるということは、僕は非常に大きな改革だと思うんです。

今の陳情書の中に2000年当時に戻せというご意見だと思います。私は戻す意見が、

先ほど塚田委員の中にもありましたように、ないと思っております。そうでなくて、これをよりよいものにしていくほうが、私はより建設的ではないかというふうに思っております。

ほかにご意見ございますでしょうか。富尾委員。

【富尾委員】 教育委員会開催時におけるマイクの使用ということですが、設備的に難しいというところもありますけれども、私自身として、なるべく皆さんにわかりやすいように発言してまいりたいと思います。

【菅谷教育長職務代理者】 ほかにいかがでしょうか。

最後に、これは塚田先生の専門だと思わすけれども、やはり教育委員会の制度で公教育としての学校をやっていくときに一番大切にしなければいけないのは、やはり法だと思わす。法にのっとってというのが基本原則だと思わす。

その法にのっとっての一番、この陳情書の中に書かれている部分と、若干解釈が違うのかと思わすところがございます。それは国旗、国歌の問題でございます。

これは法律で決まり、学習指導要領の中に書かれているということは、私ども教育委員会はそれを守るというのは立場でございますので、教育委員会の一存でそれを変えることはできないと思わす。

あと、教育基本法の、最後のほうですか、16条あたりですか、国の役割と地方公共団体の役割がそこにきちんと明確に書いてございます。ということは、学習指導要領にかかわること、また、国の法に関することは国の責務でございますので、教育委員会としてはそこを論議するということはできないというふうに思わす。

これでよろしいのかどうか。専門家で。

【塚田委員】 そのとおりだと思わす。

【菅谷教育長職務代理者】 ほかのご質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、陳情の取り扱いについて、ご意見をお一人ずつお聞きしていきたいと思わす。

継続にするか、あるいは、結論を出すか、どちらかの発言をお願いいたします。さらに、結論を出すならば、採択するか、不採択するか、それについてのご意見も一緒にご発言いただければありがたいと思わす。

順不同ということでございますので、3人の委員の皆さんにご意見を。塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 今日、いろいろご説明いただいて、私どもも意見を言って、大体このとおりにできないというのはわかったと思わすので、今日、結論を出して、採択はしないということでもよろしいんじゃないかと思わす。

【菅谷教育長職務代理者】 富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 私も本日結論を出すということで、不採択でいいと思わす。

【菅谷教育長職務代理者】 では、海沼委員。

【海沼委員】 私も同じように、結論を出して不採択するということでいいと思わす。

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、最後に私のほうの意見を申し上げますと、やはり結論を今日出したほうが、準備等もございすので、よろしいかと思わす。結論の中

身としては、私は不採択というふうに考えております。

それでは、結論を出したいと思しますので、意見がそれぞれ出ましたので、そのような取り扱いでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、本陳情について、本日、結論を出すことに決定いたしました。

また、それぞれご意見を伺いましたところ、本件については、不採択するということがございましたので、不採択ということのご意見が出ましたので、そのようにしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、異議なしとします。不採択とすることに決定いたします。

次に、日程第3、報告事項 子ども読書の日フェアについて、説明をお願いいたします。図書館長。

【品川図書館長】 では、私からは子ども読書の日フェアについてご報告申し上げます。資料15をごらんください。

品川区立図書館では、例年、子ども読書活動の推進に関する法律により定められました子ども読書の日、4月23日にちなんだ事業を開催しております。

平成31年度につきましても、春の子ども読書の日フェアに加え、秋に秋の子ども読書の日フェアも開催したいと思っております。

内容については、それぞれ以下のとおりでございまして、ブックフェアやリサイクル市、名画座等、子供向けの映画会などを行う予定でございます。

私からの報告は以上です。

【菅谷教育長職務代理者】 質疑はよろしゅうございましょうか。ご質問ありませんか。それでは、子ども読書の日フェアについて、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、本件は了承いたします。

日程第3、その他 平成31年4、5月の予定について。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料16のほうをごらんください。4月、5月の行事予定でございます。

4月に入りまして、9日、教育委員会定例会、2時から行います。16日は教育施策連絡協議会ということで、外の会議になります。5月は、連休明けの第1週になりますけれども、7日、教育委員会の臨時会、2時からです。それから、最後、第4、5月28日、こちらは時間が15時、3時となっております。定例会を行いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 では、特になければ、本件は了承いたします。

その他案件はございませんでしょうか。

【庶務課長】 特にございません。

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、引き続き、非公開の会議のほうに移りたいと思います。

先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議をいたしますので、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

— 了 —